

シニアの力を地域で活かそう！

助成金を活用！

とわだ生涯現役プロジェクト事業

1.とわだ生涯現役プロジェクト事業について

高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を中心とした市民の皆さんの知恵や力、アイデアを活かした「地域による支え合い体制」づくりを推進する事業です。

地域社会に貢献する日常生活支援活動などの立ち上げや、拡充を行う地域団体を募集し、選定された団体の活動にかかわる経費の一部を助成します。

2.応募資格

地域コミュニティ活動団体(町内会等)、市民活動団体(ボランティア団体・特定非営利活動法人等)で、次の要件を全て満たす団体が応募できます。

- (1) 構成員が5人以上であること
- (2) 会則があること
- (3) 主な活動場所が主に十和田市内であり、構成員の2分の1以上が市内に在住、通勤していること
- (4) 公共の利益に反する行為を行わない団体であること

※ 助成金は、対象事業ごとに、1団体につき年1回、合計3回までです。



3.対象事業

① 生活支援型

地域で生活する高齢者の生活課題に対し、住民主体の地域貢献活動により、支援を行うもの。気兼ねなく頼めるよう、実費徴収も可能です。

例) 買い物・ゴミ出し・除雪・声かけ・電球の交換・見守り・安否確認・通院などの外出支援ほか、地域のニーズに合わせ活動支援を提供

② 生きがい対応・健康づくり型

高齢者の社会参加と健康づくりを促進し、または交流の場を提供するもの

例) 集会所等を利用した閉じこもり予防として、おしゃべり、ゲーム、体操、軽スポーツ、物づくり、出前講座による学習会等の開催

◆助成活動基準

- (1) 単年度の活動ではなく継続した活動を目指し、立ち上げ、拡充を図る活動であること。
- (2) 月ごとの活動が、1回以上可能であること
- (3) 農村地域の農閑期を利用した4カ月程度の短期集中(おおむね週1回以上)の取り組みも対象とします。

※新規申し込みの場合、今まで継続してきた活動の繰り返しでないこと

◆次の各号のいずれかに該当する事業は対象になりません

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 本事業の他、市の補助金の交付を受ける(見込みの)事業
- (3) 本事業の趣旨に合致していない事業
- (4) 公の秩序若しくは善良の風俗を害し、又は害するおそれのある事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (6) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業
- (7) その他補助金の交付対象として適当でないと認められる事業

4.助成金額・補助対象経費について

事業に要する経費の額は、1団体につき活動1年目10万円、活動2年目7万円、活動3年目5万円を上限に補助します。補助対象経費は別紙資料をご参照ください。

※対象外経費として、参加費を徴収する場合は、実費相当額とします。

5.事業実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

(活動2年目、3年目で通年実施の場合、4月からの開始となります。)

6.審査方法

(1)書類審査により選びます。(新規4団体・継続実施団体)

(2)次の5つの基準により審査します。

主体性：活動団体が主体的に活動する事業であるか

公益性：事業効果が地域住民に還元される事業であるか

実現性：事業計画や予算計画が具体的で実現可能な事業であるか

継続性：補助終了後も続けられる事業であるか

地域性：地域の活性化や課題解決に貢献できる事業であるか

7.事業スケジュール

時 期	内 容
5月6日～5月23日	応募期間
6月中旬	書類審査により実施団体を選定
6月下旬～7月	補助金手続き・事業開始
9～10月前後	活動状況確認(訪問での確認を予定)
翌年3月	実績報告書の提出

8.応募方法

(1) 次の書類を提出してください。

- ① 令和4年度とわだ生涯現役プロジェクト事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 団体概要調書(様式第2号)
- ③ 事業計画書(様式第3号)
- ④ 事業収支予算書(様式第4号)
- ⑤ 団体の規約、会則等、構成員の名簿及び、直近の年度の収支決算書
※ 構成員の名簿には氏名、住所、年齢の記載をお願いします。
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出期限

令和4年5月23日(月) 必着

(3) 提出先及び提出方法

- 十和田市 健康福祉部 高齢介護課 高齢者総合支援室
(十和田市役所本館1階9番窓口になります)
- 上記提出先に持参してください。

9.事業の取り組み支援について

事業の応募・実施にあたっては、必要に応じ、高齢介護課、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが取り組みを支援します。気軽にご相談ください。

10.補助金の交付

補助金の交付が決定した後、各団体に補助金交付決定通知書及び関係書類を送ります。

11.留意事項

提出された応募書類は、返却いたしません。



社会の高齢化が進んでいます。高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く生活し続けるためには、医療、介護、予防、生活支援サービスが地域内で一体的に提供される体制づくりが必要です。

申請書類の作成方法など、お気軽にご相談ください。

ゴミ出しや除雪など、困っているお年寄りのお手伝いができないかな！

町内の人たちが気軽に集まれる場所を作りたい！

早く始めた方がいいようだね。やってみたい人が5人集まれば、なんとかなる？

いいわね！



申し込み・問い合わせ

十和田市 高齢介護課 高齢者総合支援室
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
☎0176-51-6720 FAX0176-22-7699